【別資料】太陽光発電施設における不適切な柵塀設置の事例

▼再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第９条第４項
（旧法：第３項）
（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法より改題、令和４年４月改正施行）

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（１）再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

▼再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 第５条
（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則より改題、令和４年４月改正施行）

（認定基準）

法第９条第４項第１号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

（３）当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該再生可能エネルギー発電設備が、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。

↓

柵塀の設置関係の規定

▼経業省 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室『標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まりについて』2019 年（平成 31 年）2 月 25 日より

みのりが丘地内 不適合事例

① 発電設備に対して、柵塀が設置されていたと想定されるが倒壊しており、第三者が容易に設備内に立ち入ることが出来てしまう。

② 発電設備に対して、ロープで囲っているが、ロープを潜ったり、ロープの間から入ろうと思えば、第三者が容易に設備内に立ち入ることが出来てしまう。

③ 発電設備に対して、金属パイプで囲っているが、潜ったり、金属パイプの間から入ろうと思えば、第三者が容易に設備内に立ち入ることが出来てしまう。

④ 発電設備に対して、柵塀が未設置であるため、第三者が容易に設備内に立ち入ることが出来てしまう。

⑤ 他の土地や道路より土台で嵩上げを行っているが、柵塀が未設置であるため、第三者が容易に設備内に立ち入ることが出来てしまう。